

大会規則の改定について

記

1. 大会規則第三章（安全面からの参加条件）の改定について

「大会前 45 日以内に頭部への直接打撃・ノックダウンが認められている空道または他競技に出場していないこと」という条項や、「大会前の 90 日以内に絞め技による失神を喫していないこと」という条項等について、見直し（緩和）の余地がないか？ という理事長からの諮問に対する安全対策委員会および医事委員会からの答申を踏まえ、改定案を理事会に諮り承認されましたので、通知します。これに伴い、大会出場時の「表明・承諾書」も改定となります。

【第三章 参加条件（安全面）】 現行ルールと改定ルール対比表（変更箇所を赤字で表示）

	現行ルール	改定後のルール
第 20 条	大会前 45 日以内に、頭部への直接打撃・ノックダウンが認められている空道または他競技の試合に出場していないこと。	大会前 14 日以内に、頭部への直接打撃・ノックダウンが認められている空道または他競技の試合に出場していないこと。(※)
第 21 条	大会前 90 日以内に、空道もしくは他競技の試合・練習における頭部打撃によるノックダウン（いわゆる打撃技のみならず、投げ技によるものも含む）、 または絞め技による失神（瞬間的なものも含め意識を喪失した状態） を喫していないこと。また、大会前 90 日以内に、頭部打撲を伴う事故（交通事故・転落・転倒等、原因を問わない）を喫していないこと。	大会前 90 日以内に、空道もしくは他競技の試合・練習における頭部打撃によるノックダウン（いわゆる打撃技のみならず、投げ技によるものも含む）を喫していないこと。また、大会前 90 日以内に、頭部打撲を伴う事故（交通事故・転落・転倒等、原因を問わない）を喫していないこと。(※)
第 22 条	原因を問わず頭部打撃や打撲により入院を要した場合は、 退院後 1 年以上経過していること。	原因を問わず頭部打撃や打撲により入院を要した場合は、 医師の診察・承諾を得た上で、診断書を提出すること。 (※)
第 23 条	上記に加え、180 日以内に 2 度以上ノックダウン または失神 した場合は、大会前 90 日以上の日数が経過している場合でも、医師による頭部 C T スキャナー検査を含む精密検査に合格していること。	上記に加え、180 日以内に 2 度のノックダウンがあった場合は 120 日間、1 年以内に 3 度のノックダウンがあった場合は 150 日間の試合停止とする（最後のノックダウンから換算）。また試合停止期間が明けてから試合に参加を希望する場合は医師による頭部 C T スキャナー検査を含む精密検査に合格し、 医師の診察・承諾を得た上で、診断書を提出すること。 (※)
第 24 条	現在、治療中または治療を要する疾病、障害がなく、過去においても、頭頸部、脊髄および心臓等の身体枢要部分に関する疾病、障害、先天性奇形等や、頸椎 ないし四肢の関節、靭帯等 に本大会の競技ルールで試合を行うことで後遺障害が残る可能性のある疾病、障害、先天性奇形等の診断を受けたことやそれらの既往症がなく、また、HIV、ウイルス性肝炎等、出血による感染の可能性のある疾患のキャリア、またはその疑いがある旨の診断を受けたことがないこと。	本大会の競技ルールで試合を行うことで後遺症の残る可能性のある頭頸部・脳や脊髄（頸椎・胸椎・腰椎など）、心臓等の身体枢要部分に疾病、障害、先天性奇形等の診断を受け治療中を含めそれらの既往症がないこと。また、HIV、ウイルス性肝炎等、出血による感染の可能性のある疾患や、 世界保健機関や開催地（開催国）が極めて危険で入国制限・入院等の行動制限を求める感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、狂犬病など） の治療中またはキャリアの疑いがある旨の診断を受けていないこと（完治

		<p>している場合を除外)。</p> <p>四肢の骨・関節・腱・靭帯や感覚器はじめ、身体のあらゆる部位に関して、本大会での試合が規定通りに行われた結果、後遺症の残る傷害を負ったとしても、主催者側に保障責任がないことを承諾していること。(※)</p>
注記	現行は「注記」なし	<p>※第三章 参加条件（安全面）でのノックダウンとは「意識喪失・記憶障害・頭痛、めまいやふらつき、嘔吐などの脳震盪症状があった場合を指す（これらの症状は急性硬膜下出血など深刻な障害の疑いがある）。ノックダウンから試合までの期間が規定以下の場合や原因を問わず頭部打撃や打撲により入院を要した場合は、意識障害・記憶障害などの重篤な症状がなく、段階的復帰プロトコル（GRTP）に従って競技復帰した選手が医師の診察・検査結果「参加可能」である場合に限り、診断書などを添付して主管する空道機関（国際空道連盟・全日本空道連盟など）に参加申請することができる。主管する空道機関が承認した場合、特例で試合参加を許可することもある。</p>

2. 大会規則第7条の改定について

現行の「道着に許されるパッチは縦横の合計が 12 cm以下、貼付が許可される場所は左袖のみとする」を、実情に則して以下のように改定する。

「道着に許されるパッチは縦横の合計が 12 cm以下、貼付が許可される場所は左袖のみとする。**ただし、国際大会においては、国代表としてのエンブレムを左胸に貼り付けることを許可する。**」

以上